

監査報告書

平成26年5月20日

学校法人 清泉女子大学
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 清泉女子大学

監事 池田伸夫
監事 山岸 彩子

私たち監事は、学校法人清泉女子大学の平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の業務及び財産の状況を監査しました。私立学校法第37条第3項第3号の規定に基づき本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私たち監事は、理事会に出席して意見を述べ、評議員会その他重要な会議に出席するほか、理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、主に法人本部において業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書につき検討しました。

2. 監査結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、財産目録、貸借対照表、収支計算書の記載と合致しているものと認めます。
- (2) 財産目録は、法令及び寄附行為に従い、記載されたすべての事項が事実に基づいており、財産の状態を正しく示しているものと認めます。
- (3) 貸借対照表及び収支計算書は、学校法人会計基準に準拠して経営状況及び財政状態を正しく示しているものと認めます。
- (4) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 所轄庁または理事会及び評議員会に報告すべき、学校法人の業務または財産の状況に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 26 年 6 月 10 日

学校法人 清泉女子大学

理 事 会 御中

青 南 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士
業務執行社員

小 平 修



代 表 社 員 公認会計士
業務執行社員

笠 井 幸 夫



当監査法人は、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項の規定に基づく監査報告を行うため、昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号に基づき、学校法人清泉女子大学の平成 25 年度（平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表を含む。）、消費収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

計算書類に対する理事者の責任

理事者の責任は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）に準拠して、学校法人清泉女子大学の平成 26 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

学校法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上